

新千歳空港周辺の制限表面概略図

規制等の内容は下記ホームページでもご紹介しておりますのでご参照下さい。
(東京航空局ホームページ内) <http://www.cab.mlit.go.jp/tcab/info/02.html>



この概略図については、参照程度の活用に留めていただき、境界付近のものは必ずご照会いただきますようお願いいたします。

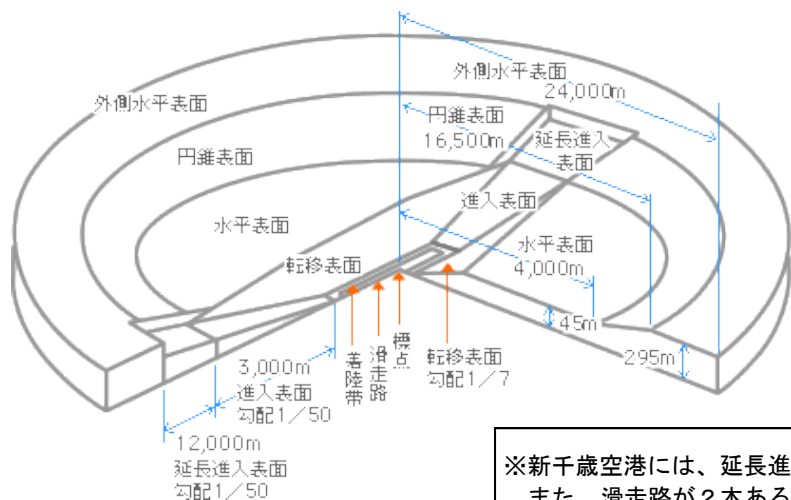
空港の周辺では、航空機の安全を確保するため、建築物等の設置に制限や事前確認があります

航空法による制限

航空機が安全に運航できるように、空港周辺においては高さを制限する表面が設定されています。この表面を「制限表面」といいますが、制限表面を越える高さの物件（建物・避雷針・アンテナ・看板・電柱等の恒常物件や、工事用のクレーン・足場・アドバルーン等の仮設物件、植物の植栽等も含まれます）を設置することは、原則として法律（航空法49条）で禁止されています。これに違反して物件を設置・植栽・留置した場合には、所有者において速やかな除去を求められ、また50万円以下の罰金に処せられることがあります（航空法150条）。

また、制限表面の高さ以下であっても、制限表面に著しく近接する場合（制限表面下6mの範囲）には、航空障害灯の設置が必要となる場合があります。

制限表面のイメージ図



※新千歳空港には、延長進入表面・円錐表面・外側水平表面の設定はありません。また、滑走路が2本あるため、上図より少し異なった形状となります。

(1) 進入表面

着陸帯の短辺に接続し、かつ、水平面に対し上方へ50分の1の勾配を有する平面であって、その投影面が進入区域と一致するもの。進入区域とは、着陸帯の短辺の両端及びこれと同じ側における着陸帯の中心線の延長3,000mの点において中心線と直角をなす一直線上におけるこの点から600mの距離を有する2点を結んで得た平面をいう。（航空法第2条第8項）

(2) 水平表面

空港の標点の垂直上方45mの点を含む水平面のうち、この点を中心として半径4,000mで描いた円周で囲まれた部分。（航空法第2条第9項）

(3) 転移表面

進入表面の斜辺を含む平面及び着陸帯の長辺を含む平面であって、水平面に対する勾配が進入表面又は着陸帯の外側上方へ7分の1の平面でその末端が水平表面との接線になる部分。（航空法第2条第10項）

航空機の安全運航に係る事前確認

航空機の安全で効率的な離発着に必要な条件として、制限表面よりもさらに広い無障害物の空間の確保、電波障害の予防の必要があります。空港周辺において、周囲の既存物件よりも著しく高い物件・大きな物件を設置する場合には、安全な航空機の運航に影響を与えるおそれがあり、その場合、毎日多数の航空機が運航する新千歳空港においては社会的影響が大きいことから、事前に影響を与えないことについて十分に確認を行ってからの設置をお願いしています。

ご計画中の建物等が、制限表面を突出するか否か、また、安全運航への影響の事前確認につきましては、下記の窓口までご照会ください。（計画の変更が可能な早期の段階からの確認をお願いします。）

お問い合わせ先

窓口時間 平日9:00~17:00



国土交通省 東京航空局 新千歳空港事務所 総務課

〒066-8504 北海道千歳市美々（新千歳空港内）

電話 (0123) 23-4101

FAX (0123) 24-9850